

令和4年度 秋田県立秋田工業高等学校  
同窓会総会

《日 時》 令和4年5月28日（土）

役員会 午後 4：00～

総 会 午後 5：00～

《会 場》 秋田工業高校金砂ホール  
（視聴覚室）

【 次 第 】

- 1 開会のことば
- 2 黙 禱
- 3 校 歌 斉 唱
- 4 会 長 挨 拶
- 5 校 長 挨 拶
- 6 議 長 選 出
- 7 議 事

議案第1号 令和3年度事業報告及び会計決算報告並びに会計監査報告について

議案第2号 令和4年度事業計画(案)及び会計予算(案)について

議案第3号 その他

- 8 報 告 事 項
- 9 閉会のことば



# 秋田工業高校校歌

相馬 御風 作詞  
宮原 禎次 作曲

一、太平山の<sup>りん</sup>凜たる雄姿

せいがあさひ <sup>よど</sup>  
清河旭川の淀まぬ心

きんろう <sup>しつじつ</sup>  
勤勞の精質実の徳

かなさ  
金砂健児の指さす所

希望の光世界を<sup>て</sup>輝らす

二、物皆凍る寒風おろし

えんしよ  
身を焼く炎暑何かはあらん

剛健の意気不断の努力

いきおい  
金砂健児の勢力見よと

こくえん ひごと <sup>ちゆう</sup>  
黒煙日每天へと沖す

三、進みて止まぬ科学の力

たい  
わが身に休し工業界の

未来の使命肩にぞ<sup>にな</sup>担ふ

みくに  
金砂健児が御国に誓ふ

忠誠これぞ不滅<sup>いのち</sup>の命

議案第1号の1

令和3年度  
秋工同窓会本部事業一覧

	期 日	事 業 名	場 所
1	5月11日(火)	同窓会役員会	母校会議室
2	7月28日(水)	第1回 広報委員会	同窓会館会議室
3	8月18日(水)	第2回 広報委員会	同窓会館会議室
4	9月14日(火)	第3回 広報委員会	同窓会館会議室
5	10月20日(水)	第4回 広報委員会	同窓会館会議室
6	11月10日(水)	第5回 広報委員会	同窓会館会議室
7	11月25日(木)	同窓会誌 第56号発行	同窓会事務局
8	3月 1日(火)	同窓会長賞授与式	母校体育館

同窓会長賞 技術・技能の分野で特に優れた卒業生  
 ※今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を鑑みて入会式は中止となりました。

令和3年度 同窓会長賞受賞者一覧

機械科	組	石	塚	悠	太
電気科	科	工	藤	颯	人
土木科	科	武	内	大	和
建築科	科	伊	藤	知	範
工業化学科		佐	藤		凜

秋工同窓会支部・部会総会開催一覧

期 日	支部・部会名	場所	会場	出席者
すべて中止				

その他

議案第1号の2

令和3年度 一般会計決算書

収入総額 7,312,362  
 支出総額 4,295,479  
 差引残高 3,016,883

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減		摘要
			増	減	
会費	3,721,400	3,642,007		79,393	
1 在校生会費	1,121,400	1,121,400			年間1,800円×623名分
2 同窓生会費	2,600,000	2,520,607		79,393	
繰越金	1,926,341	1,926,341			前年度繰越金
繰入金	1,000,000	1,000,000			特別会計より
広告賛助金	0	744,014	744,014		
雑収入	259	0		259	
合計	6,648,000	7,312,362	664,362		

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減		摘要
			増	減	
会議費	300,000	155,512		144,488	
1 総会費	200,000	154,000		46,000	同窓会総会中止広告代
2 役員会議費	100,000	1,512		98,488	
事務費	1,636,000	1,342,411		293,589	
1 事務手当	1,176,000	1,176,000			事務員手当等
2 事務諸費	50,000	8,553		41,447	事務用備品等
3 印刷費	30,000	0		30,000	同窓会封筒印刷代
4 通信費	200,000	155,982		44,018	電話・FAX・郵送代・サーバ代
5 旅費	100,000	0		100,000	
6 光熱費	50,000	0		50,000	
7 消耗品費	30,000	1,876		28,124	事務局用消耗品
事業費	3,450,000	1,755,156		1,694,844	
1 会報発行費	3,000,000	1,603,796		1,396,204	会報印刷代、封筒代
2 慶弔費	100,000	0		100,000	
3 支部祝金	100,000	0		100,000	
4 新会員歓迎費	100,000	93,610		6,390	新会員への会員章代
5 褒賞費	100,000	57,750		42,250	同窓会長賞
6 同窓会ブース準備費	50,000	0		50,000	
雑費	162,000	42,400		119,600	高校野球協賛広告代等
退職金積立金	100,000	0		100,000	
特別会計繰入金	1,000,000	1,000,000			
合計	6,648,000	4,295,479		2,352,521	

議案第1号の3

令和3年度 特別会計決算書

収入総額 4,048,712

支出総額 1,000,000

差引残高 3,048,712

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減		摘要
			増	減	
繰越金	3,048,688	3,048,688			
収入	1,000,000	1,000,000			
1繰入金	1,000,000	1,000,000			一般会計より
雑収入	12	24	12		預金利息
合計	4,048,700	4,048,712	12		

支出の部

科目	予算額	決算額	比較増減		摘要
			増	減	
雑費	0	0			
繰出金	1,000,000	1,000,000			一般会計へ
合計	1,000,000	1,000,000			

令和3年度 退職金積立金決算書

収入総額 159,812

支出総額 0

差引残高 159,812

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減		摘要
			増	減	
繰越金	159,812	159,812			
積立金	100,000	0		100,000	
雑収入	88	0		88	預金利息
合計	259,900	159,812		100,088	

支出の部

科目	予算額	決算額	比較増減		摘要
			増	減	
退職金	0	0			事務局員退職規定による
合計	0	0			

## 監 査 報 告 書

令和3年度 秋田県立秋田工業高等学校同窓会の一般会計および特別会計、退職金積立について、決算書にもとづき帳簿および証拠書類を精査いたしましたところ、収入支出ともに正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和 4年 5月 9 日

秋田県立秋田工業高等学校同窓会

会 長 工 藤 嘉 範 様

監 事 三 浦 清 一 

監 事 田 仲 雅 美 

## 議案第2号の1

### 令和4年度 事業計画

#### <重点努力目標>

- 1 同窓会本部だけでなく、各支部の同窓会活動についてもホームページを活用し周知する。
- 2 同窓会年会費納入者数として、2000人を目標とする。

#### <具体的取り組み事項>

- 1 各委員会（企画・財政・広報）間の連携については、事務局を通じて行う。
- 2 役員（常任幹事・幹事）及び企業支部を含んだ各支部・OB会について情報収集に努め、今後の継続的な活動ができるよう協力する。
- 3 ホームページを随時更新し、最新の同窓会活動について広報できるように努める。
- 4 同窓会誌の発行を11月に発行する。
- 5 同窓会員の個人情報管理に努める。
- 6 全国大会への出場を果たした母校の部活動を支援する。

#### <行事予定>

期 日	内 容	場 所	備 考
4月 2日（土）	企画委員会	同窓会館会議室	
5月28日（土）	同窓会役員会・総会	母校会議室	
11月 下旬	同窓会誌第57号発行		
3月 1日（水）	同窓会長授与式、同窓会入会式	母校体育館	

議案第2号の2

令和4年度 一般会計予算書

収入総額	8,334,700
支出総額	8,334,700
差引残高	0

収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	昨年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
会 費	3,717,800	3,721,400		3,600	
1 在校生会費	1,117,800	1,121,400		3,600	年間1,800円×621名
2 同窓生会費	2,600,000	2,600,000			2,000円×1,300人
繰 越 金	3,016,883	1,926,341	1,090,542		前年度繰越金
繰 入 金	1,000,000	1,000,000			特別会計より
広 告 賛 助 金	600,000	0	600,000		20,000円×30社
雑 収 入	17	259		242	
合 計	8,334,700	6,648,000	1,686,700		

支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	昨年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
会 議 費	500,000	300,000	200,000		
1 総 会 費	300,000	200,000	100,000		会場費、アトラクション代等
2 役員会議費	200,000	100,000	100,000		会議補助
事 務 費	2,276,000	1,636,000	640,000		
1 事務手当	1,176,000	1,176,000			事務員手当等
2 事務諸費	200,000	50,000	150,000		事務用備品等
3 印刷費	100,000	30,000	70,000		インクカートリッジ代等
4 通信費	300,000	200,000	100,000		電話・FAX・郵送代・サーバー代等
5 旅 費	350,000	100,000	250,000		支部総会出席
6 光熱費	50,000	50,000			
7 消耗品費	100,000	30,000	70,000		事務局消耗品等
事 業 費	4,050,000	3,450,000	600,000		
1 会報発行費	3,500,000	3,000,000	500,000		印刷代、振込用紙、送料等
2 慶弔費	100,000	100,000			
3 支部祝金	200,000	100,000	100,000		
4 新会員歓迎費	100,000	100,000			会員章他
5 褒賞費	100,000	100,000			同窓会長賞
6 同窓会ブース準備費	50,000	50,000			秋工祭
雑 費	208,700	162,000	46,700		
退職金積立金	300,000	100,000	200,000		
特別会計繰入金	1,000,000	1,000,000			
合 計	8,334,700	6,648,000	1,686,700		

議案第2号の3

令和4年度 特別会計予算書

収入総額 4,048,800

支出総額 1,000,000

差引残高 3,048,800

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	昨年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
繰越金	3,048,712	3,048,688	24		
収入	1,000,000	1,000,000			
1繰入金	1,000,000	1,000,000			一般会計より
雑収入	88	12	76		預金利息等
合計	4,048,800	4,048,700	100		

支出の部

科目	予算額	昨年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
雑費	0	0			
繰出金	1,000,000	1,000,000			一般会計へ
合計	1,000,000	1,000,000			

令和4年度 同窓会退職金積立金予算書

収入総額 459,900

支出総額 0

差引残高 459,900

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	昨年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
繰越金	159,812	159,812			
積立金	300,000	100,000	200,000		一般会計より
雑収入	88	88			預金利息
合計	459,900	259,900	200,000		

支出の部

科目	予算額	昨年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
退職金	0	0			
合計	0	0			

議案第3号

その他  
転入者（管理職のみ）

第33代	校長	佐藤	隆史	（由利工業高校より）
	教頭	高中	望	（湯沢翔北高校より）
	事務長	塚	和徳	（由利高校より）

令和4年度 同窓会事務局 後藤紗織  
（学校関係） 伊勢谷 均、小野直人、阿部千歳、草皆和幸、石垣幸史、都築秀明、高橋正仁

秋田県立秋田工業高等学校  
同窓会会則

昭和36年6月改定  
昭和44年6月改定  
昭和48年6月改定  
昭和59年5月改定  
昭和62年5月改定  
平成15年6月改定  
平成16年5月改定  
平成21年5月改正  
平成23年5月改正  
平成29年5月改定

【総則】

第1条(名称)

本会を秋田県立秋田工業高等学校同窓会と称する。

第2条(目的)

本会は会員相互の親睦を図り鉱工業諸般の問題を考究し、併せて母校を後援することを目的とする。

第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するため、機関誌の発行など必要な事業を行う。

第4条(所在地及び事務局)

本会の所在地及び事務局を秋田県秋田市保戸野金砂町3-1に置く。

第5条(会員)

本会会員は次の正会員と賛助会員で構成する。

- 一、正会員 本校卒業生並びに修了生。
- 二、賛助会員 本校の職員及び本会の趣旨に賛同し会長の推薦した者。

【役員】

第6条(構成)

本会は次の役員を置く。

- |               |              |            |
|---------------|--------------|------------|
| 一、名誉会長 1名     | 二、顧問・相談役 若干名 | 三、会長 1名    |
| 四、副会長 若干名     | 五、幹事長 1名     | 六、副幹事長 若干名 |
| 七、常任幹事、幹事 若干名 | 八、監事 2名      |            |

第7条(名誉会長)

秋田県立秋田工業高等学校校長を名誉会長としてお迎えする。

第8条(顧問・相談役)

顧問・相談役は会長が会員の中から選出し、委嘱することができる。

第9条(任期)

役員は任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第10条(選出)

役員は会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

第11条(任務)

- ①会長は会務を統轄し、本会を代表する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- ③幹事長は本会の会務実行を統轄する。
- ④副幹事長は幹事長を補佐し、必要あるときはその代行をする。
- ⑤常任幹事、幹事は本会の会務を分掌する。
- ⑥監事は会計事務等を監査する。

第12条(事務局)

- ①本会の庶務、会計は同窓会係職員で構成する事務局があたる。
- ②会長は事務員を委嘱する。

【会議】

第13条(総会)

- ①本会の通常総会は毎年5月に行う。必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- ②総会は次の事項を議決する。
  - 一、事業報告及び決算の承認
  - 二、事業計画及び予算の承認
  - 三、役員を選出
  - 四、会則の改正
  - 五、その他必要と認められた事項

第14条(幹事会)

- 幹事会は必要に応じて会長が召集し、次の事項を協議する。
- 一、総会に提出する案件
  - 二、その他会務に必要な事項

## 【組 織】

### 第15条(専門委員会)

本会に、企画、財政および広報を担当する委員会を置く。

①各委員会は、会長が委嘱する幹事若干名をもって構成する。

②委員長は委員の中より互選する。

③副会長はいずれかの委員会を担当し、指導及び助言を行う。

④各委員会は、必要に応じて委員長が召集しそれぞれの事項について審議し、随時会長に意見を具申する。ただし、必要により一部業務を執行する。

一、企画委員会…本会の企画、運営及び他の委員会に属さない事項に関すること。

二、財政委員会…本会運営のための財政全般に関すること。

三、広報委員会…「同窓会誌」の発行及び本会の運営上必要な広報に関すること。

### 第16条(支 部)

本会の支部に関する規程は別にこれを定める。

## 【会 計】

### 第17条(経 費)

本会の経費は、会費、入会金、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

一、本会の正会員は、毎年会費を納入し入会者は入会に際し入会金を納めるものとする。

二、会費は年額2,000円とする。在校生は入会金5,400円を卒業時までに入会する。

三、会費および入会金の改正は総会の承認を得るものとする。

但し、入会金については会長はあらかじめ学校長と協議しなければならない。

### 第18条(基 金)

①本会は基金を設けることができる。

②基金は一般会計の基金及び寄付金をもって積み立てする。

③本会の目的達成のため、基金の取りくずしが必要ときは総会の承認を得るものとする。

④基金の決算は監査を受け、監査結果を総会に報告し、承認を得るものとする。

### 第19条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 【裁 決】

### 第20条(裁 決)

会議の議事は出席会員の多数決によるものとする。

但し、会則の改正は出席会員の三分の二以上の賛成者を要する。

### 第21条(褒 賞)

同窓会及び学校発展のため特に功績のあった者については、褒賞することが出来る。

付則 この会則は、平成29年5月20日から施行する。

## 秋田工業高校同窓会支部設置規程

### 第1条(規程理由)

会則第16条により、支部設置規程を定める。

### 第2条(組織対象)

支部組織は、その組織対象を明確にするとともに、会則第5条に定める会員をもって組織する。

### 第3条(目 的)

本部との連携を密にし、会員の親睦と情報交流を図ることおよび支部独自の事業を行うことを目的とする。

### 第4条(登 録)

支部を設置するときは、代表者署名の申請文書に支部規程、役員名簿および会員名簿を添えて本部へ登録し、承認を得るものとする。

### 第5条(運営費用)

支部運営費用は、原則として支部会費で賄うものとする。

### 第6条(分割・合併)

支部が分割または合併をするときは、その理由を明記した支部長署名の文書を本部へ提出し、承認を得るものとする。

### 第7条(改 廃)

本規程の改廃は、会則第20条に準ずる。

付則 この規程は、平成23年5月28日から施行する。